

○厚生労働省令第三十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月三十一日

厚生労働大臣 根本

匠

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
(設備の基準)	第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。	(設備の基準)	第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。
一〇七 (略)	八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。	一〇七 (略)	八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロから手までの要件に該当するものであること。
イ 耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）であること。	イ 耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）であること。	イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。	イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
ロ〇チ (略)	ロ〇チ (略)	ロ〇チ (略)	ロ〇チ (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府  
文部科学省令第一号  
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月三十一日

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

内閣府  
文部科学省  
厚生労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第七条第一項から第六項まで、第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号の規定を読み替えて準用する部分に限る。）及び第二項（同令第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに第十四条並びに附則第二条第二項及び第四条の規定による基準</p> <p>三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二及び第三十二条の二（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準</p> <p>四 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(園舎及び園庭)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第七条第一項から第六項まで、第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号の規定を準用する部分に限る。）及び第二項（同令第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに第十四条並びに附則第二条第二項及び第四条の規定による基準</p> <p>三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二並びに第三十二条の二（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準</p> <p>四 [同上]</p> <p>[2・3 同上]</p> <p>(園舎及び園庭)</p> <p>第六条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満</p>

内閣総理大臣 安倍 晋三  
文部科学大臣 柴山 昌彦  
厚生労働大臣 根本 匠

たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、第十三条第一項において読み替えて準用する同令第三十二条第八号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

〔457 略〕

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第十三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十一条(第四項ただし書を除く)、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二(後段を除く)並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 〔略〕	第三十二条第八号イ	耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物
	読み替えられる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句

たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、第十三条第一項において準用する同令第三十二条第八号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

〔457 同上〕

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第十三条 〔同上〕

2 〔同上〕	第三十二条第八号イ	耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)	耐火建築物
	読み替えられる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句

備考 「」の記載は注記である。

附則

1 (施行期日)

この命令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2

この命令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、この命令による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第六条第三項(同令附則第四条第一項及び第二項において読み替えて適用する場合を含む。)及び第十三条第一項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十二条第八号の規定を準用する部分に限る。)の規定による基準(以下「新基準」という。)に従い定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項に規定する都道府県又は指定都市等(同法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。)の条例が制定施行されるまでの間は、新基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなす。

○厚生労働省令第四十九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の十六第二項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 根本 匠

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市町村長は、家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</p>		<p>(保育所等との連携)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>3 (新設)</p>	

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であつて、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならぬ。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものに限る。）

二 法第六条の三第十二項及び第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

（食事の提供の特例）

第十六条（略）

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

一 一三（略）

四 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市町村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第二十二條に規定する家庭的保育事業を行う場所（第二十三條第二項に規定する家庭的保育者の居室に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（居宅訪問型保育事業）

第三十七條 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

一（略）

二 子ども・子育て支援法第三十四條第五項又は第四十六條第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

三 五（略）

（連携施設に関する特例）

第四十五條 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第六条第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第六条の三第十二項第二号に規定する事業を行うものであつて、市町村長が適当と認めるもの（附則第三條において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第六条第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則

（食事の提供の経過措置）

第二條（略）

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、第十五條、第二十二條第四号（調理設備に係る部分に限る。）及び第二十三條第一項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第一條第二項に規定する利用乳

（新設）

（食事の提供の特例）

第十六条（略）

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

一 一三（略）

四 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市町村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第二十二條に規定する家庭的保育事業を行う場所（第二十三條第二項に規定する家庭的保育者の居室に限る。）附則第二條第二項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（居宅訪問型保育事業）

第三十七條 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

一（略）

二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四條第五項又は第四十六條第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

三 五（略）

（連携施設に関する特例）

第四十五條 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第六条第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。（新設）

附則

（食事の提供の経過措置）

第二條（略）

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第二十二條に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、第十五條、第二十二條第四号（調理設備に係る部分に限る。）及び第二十三條第一項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しな

幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

**第三条** 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

いことができる。この場合において、当該施設等は、第一条第二項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

**第三条** 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

**附 則**

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第二十八条の三、第二十八条の四、第五十三条の七、附則第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 子ども・子育て支援施設等の別段の申出

出に係る幼稚園（令和元年改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十四号。以下「新法」という。）第七條第十項第二号に規定する幼稚園をいう。第一号及び次条において同じ。）又は特別支援学校（新法第七條第十項第三号に規定する特別支援学校をいう。第一号及び次条において同じ。）の所在地を管轄する市町村長に提出して行うものとする。

一 当該申出に係る幼稚園又は特別支援学校の名称及び所在地並びにその設置者及び管理者の氏名及び住所

二 令和元年改正法附則第三条本文の規定に係る確認を不要とする旨

（別段の申出をしない幼稚園又は特別支援学校の設置者に係る届出）

第三条 令和元年改正法附則第三条ただし書の規定による別段の申出をしない幼稚園又は特別支援学校の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八條第一項に規定する公立大学法人をいう。）を除く。）は、この府令の施行の日までの間に、第五十三条の二第五号に掲げる書類を、当該幼稚園又は特別支援学校の所在地を管轄する市町村長（特別区の長を含む。）に提出しなければならない。

（令和元年改正法附則第四条第二項の規定により市町村が条例を定めた場合における技術的読替え）

第四条 令和元年改正法附則第四条第二項の規定により、市町村が条例を定めた場合における第五十三条の七の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十三条の六	<p>一 当該特定子ども・子育て支援提供者の名称</p> <p>二 当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあっては、その年月日</p> <p>四 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間</p> <p>五 子ども・子育て支援施設等の種類</p> <p>六 特定子ども・子育て支援施設等である法第七條第十項第五号に掲げる事業にあっては、第二十八條の十八第三項を満たしているか否かの別</p>	<p>一 当該特定子ども・子育て支援提供者の名称</p> <p>二 当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあっては、その年月日</p> <p>四 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間</p> <p>五 子ども・子育て支援施設等の種類</p> <p>六 特定子ども・子育て支援施設等である法第七條第十項第五号に掲げる事業にあっては、第二十八條の十八第三項を満たしているか否かの別</p> <p>七 法附則第四条第二項の規定による条例で定める基準への適合状況</p>
---------	--	---

○内閣府令第七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第四十六条第三項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年五月三十一日

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十四條第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六條第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に準じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>【一〜三 略】</p>	改正前	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十四條第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六條第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に準じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>【一〜三 同上】</p>
-----	---	-----	--

（傍線部分は改正部分）

内閣総理大臣 安倍 晋三

四 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十四条から第二十七条まで（第五十条において準用する場合に限る）、第三十二条（第五十条において準用する場合に限る）、第三十八条第一項、第三十九条（第四項を除く）、第四十条、第四十二条第一項から第八項まで、第四十三条、第四十四条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第三条第二項及び第五条の規定による基準

五 〔略〕

(利用定員)

第三十七条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を一人以上五人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型をいう。第四十二条第三項第一号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。第四十二条第三項第一号において同じ。）にあっては、その利用定員の数を六人以上十九人以下、小規模保育事業C型（同省令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。）にあっては、その利用定員の数を六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を一人とする。

2 〔略〕

(特定教育・保育施設等との連携)

第四十二条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業者を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

一 〔略〕

二 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わつて提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

三 〔略〕

2 市町村長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないこととすることができる。

一 特定地域型保育事業者と前項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

二 前項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

一 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業者A型事業者等」という。）

二 事業実施場所において代替保育が提供される場合、事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者

四 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十四条から第二十七条まで（第五十条において準用する場合に限る）、第三十二条（第五十条において準用する場合に限る）、第三十八条第一項、第三十九条（第四項を除く）、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第三条第二項及び第五条の規定による基準

五 〔同上〕

(利用定員)

第三十七条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を一人以上五人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあっては、その利用定員の数を六人以上十九人以下、小規模保育事業C型（同省令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。）にあっては、その利用定員の数を六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を一人とする。

2 〔同上〕

(特定教育・保育施設等との連携)

第四十二条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業者を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

一 〔同上〕

二 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わつて提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。

三 〔同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

<p>4 市町村長は、特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</p> <p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であつて、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>一 法第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものに限る。）</p> <p>二 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務又は同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</p> <p>6 居宅訪問型保育事業者を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第一項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>7 事業所内保育事業（第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>8 保育所型事業所内保育事業者を行う者のうち、児童福祉法第六条の三第十二項第二号に規定する事業を行うものであつて、市町村長が適当と認めるもの（附則第五条において「特別保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>9 略</p> <p>附則 （連携施設に関する経過措置）</p> <p>第五条 特定地域型保育事業者（特別保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる。と市町村が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>〔項を加える。〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>2 居宅訪問型保育事業者を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>3 事業所内保育事業者を行う者であつて、第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものについては、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>4 同上</p> <p>附則 （連携施設に関する経過措置）</p> <p>第五条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる。と市町村が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>
---	---

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第八号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法の四第二項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年五月三十一日